

第 10 回教育委員会会議

令和 5 年 7 月 25 日
午 後 3 時 00 分
教育センター研修室 5

案 件

議案第61号

大阪市教育局表彰規則の一部を改正する規則案について

大阪市教育局表彰規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

現在、校園職員児童生徒表彰については、毎年 11 月 3 日と 2 月中旬に分けて 2 回実施し、それぞれ保護者への照会や推薦手続等、必要な事務手続を行っている。

令和 5 年 5 月に策定された第 2 期「学校園における働き方改革推進プラン」における働き方改革の趣旨を踏まえ、表彰の期日を統一して各種事務手続等を一本化し、各学校園における教職員の事務負担軽減を図るため、大阪市教育局表彰規則について必要な改正を行う。

2 改正内容

毎年「11 月 3 日に行うこと」としていた表彰日を、「一定の期日を定めて行うこと」とする（第 6 条）。

3 施行期日

令和 5 年 8 月 1 日

議案第61号

大阪市教育局表彰規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局表彰規則（昭和24年大阪市教育局規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(表彰の期日) 第6条 表彰は、 <u>毎年一定の期日を定めて</u> 行う。但し、必要があるときは、臨時に、これを行うことがある。	(表彰の期日) 第6条 表彰は <u>毎年11月3日</u> に行う。但し、必要があるときは、臨時に、これを行うことがある。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。